

新城市福祉従事者支援施策推進会議規約

1 目的

新城市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例（以下「条例」という。）第9条に掲げる組織及び運営を定める。

2 業務

条例第8条に規定された施策のうち、実施する施策の検討及び実施した施策評価・検証、政策提案等を行う。

3 座長

- （1）新城市福祉従事者支援施策推進会議（以下「推進会議」という。）に座長を置く。
- （2）座長は会務を総理し推進会議を代表する。

4 構成員の選出

以下のいずれかに該当する者であること。また、構成員は20人以内で構成する。

- （1）社会福祉事業の事業者
- （2）社会福祉事業に従事する者
- （3）公募による者
- （4）新城市役所健康福祉部職員
- （5）その他、座長が必要と認めた者

5 会議の開催

- （1）会議は、必要に応じ座長が招集する。また、会議の進行は座長が行う。
- （2）会議に参加した構成員への謝礼を支払う。謝礼は参加1回につき3,000円（交通費を含む。）とする。

6 実行委員会

条例第8条に規定された施策を実施するため、実行委員会を置くことができる。

7 庶務

推進会議の庶務は、健康福祉部において処理する。